



←学校 HP にアクセスすれば、カラー版が見られます。

榎原小学校 学校だより

2022年度 No.7

令和4年 9月29日発行

令和4年10月 5日回覧

柏崎市春日3丁目4番31号

TEL 0257-22-4090

まきはら

“ 勝っても負けても 笑顔で終える 運動会 ”

令和4年度の前期日程が残すところ1週間となりました。まもなく年度の折り返しです。学校では、前期のまとめと合わせ、10月22日(土)に行われる運動会に向けての準備が始まっています。



応援リーダーが考えた振り付けをもとに来週から全校応援が始まったり、運動会プロジェクトがスタートしたりします。

今年度の運動会のスローガンは、「勝っても負けても 笑顔で終える 運動会」です。このスローガンは、6年生が学年集会でどんな運動会をしたいかを話し合い、それをもとに、それぞれが考えた中から4つの候補に絞って、全校児童から選んでもらったものです。

運動会には勝負がつきものです。順位決まったり、得点がついたりして勝ち負けがはっきりすることで、喜んだり悔しがったりする場面、うれし涙や悔し涙を流すこともあるでしょう。

スローガンは、「笑顔で終える」とありますが、決して涙を流してはいけないということではありません。このスローガンに込められた思いは、「自分のベストを尽くす」「全力を出し切ったと胸を張れる」そんな姿を目指し、精一杯やった自分を笑顔で称えようというものです。

運動会当日は、このスローガンのもと、力いっぱいがんばるまきの子たちの姿を御覧ください。

校舎がきれいになりました

昨年7月から行われていた校舎改修工事が終了しました。きれいになった校舎、便利になった校舎で快適に過ごしています。



10月からは、東部児童クラブ新設工事が始まります。これまで橋場公会堂をお借りしていましたが、学校敷地内のフクロウの庭部分に新設されます。

玄関横駐車場に現場事務所が設置された都合で、玄関前スペースが狭くなっております。

御不便をおかけしますが、車での往来の際には十分お気を付けてください。

まきの子アルバム



活動内容や活動場所によっては、感染防止対策を講じてマスクを外しています。

1年 きずな学年



体育「マット運動」

～足先をピンと伸ばしてかっこいい！～



生活「悠久山公園に出かけよう」

～小動物とのふれあい～

2年 ときめき学年



体育「人間オセロ」

～駒を返すためにたくさん走るよ～



親子活動

～親子でゲーム楽しかったね～

3年 スマイル学年



社会「ソフィアセンター見学」

～バックルームも見学したよ～



理科・総合「水中生物を見つけよう」

～たくさんの生き物を見つけた！（こども自然王国）～

4年 はばたき学年



社会「ダムについて調べよう」

～研究授業 タブレットを使って調べよう～



社会「赤岩ダム見学」

～思っていたより 大きいぞ 深そうだぞ～

5年 きらめき学年



家庭科「ソーイング はじめの一步」

～初めての裁縫～



総合的な学習 「稲刈り」

～新米を食べるのが楽しみ！～

6年 にじいろ学年



修学旅行「太鼓体験交流館～たたこう館～」

～リズムを合わせてドンドン ドドン～



親善陸上大会

～合言葉は「全力で！」 競技も応援も全力で！～

後期の主な行事予定

10月 7日(金) 前期終業式

10月11日(火) 秋季休業

10月12日(水) 後期始業式

10月22日(土) 運動会

11月11日(金) 親善音楽会(3・4年)

12月 3日(金) 学習参観

12月 9日(金) まきの子フェスティバル

12月24日(土) 冬季休業

~1月 9日(月)

2月 3日(金) 学習参観・PTA役員選出

2月16日(木) 中学年スキー教室

2月22日(水) 高学年スキー教室

3月 3日(金) 6年生を送る会

3月23日(木) 後期終業式

3月24日(金) 卒業式

3月25日(土)~年度末休業

準備はお済みですか？

学校だより7月号でもお伝えしましたが、間もなく自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化に関する条例が適用されます。自転車は、軽車両であり、下記のように高額賠償の責任が問われた事例があります。

子どもたちの安心・安全のため、ルールやマナーを守って正しく自転車に乗ることや自転車の整備と合わせ、保険への加入をお願いします。

事例1)

小学5年生の男子が夜間帰宅途中、自転車で坂道を走り降りた先で歩行中の女性62歳と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折などの損傷を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、2013年7月判決)

賠償金額 9,521万円

事例2)

自転車運転中の男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた24歳会社員男性と衝突し、会社員は言語機能の喪失等重大な障害が残った。

(東京地方裁判所、2008年6月判決)

賠償金額 9,266万円



新潟県自転車の安全で適正な利用に関する条例

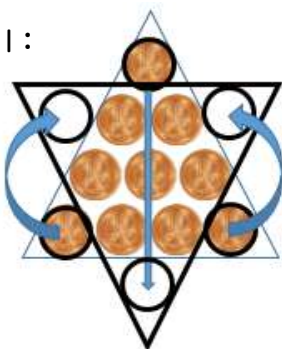
第15条 乗車用ヘルメットの着用の推奨(令和年4月1日~)

第17条の2 自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化(令和4年10月1日~)



【前号の答え】

A1:



A2:動かす2本は黒太線

